*2016年09月第2版（新記載要領に基づく改訂）
2008年02月新様式第1版

認証番号：15400BZZ01199000

類別：歯科材料　01　歯科用金属

管理医療機器　　一般的名称：歯科用金地金　　JMDN 70763000

歯科用純金板２４Ｋ

【禁忌・禁止】

本合金又は類似成分の合金に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

形状:0.285mm×33.0mm×L（板状地金）

[成分・分量]

成　分	分　　量
金	99.99％

[形状・構造・原理]

光沢のある板状金属片で、金の原料として用い、溶解鋳造により歯科用合金とし、歯科修復物、補綴物又は装置などを作製する。

【使用目的又は効果】

金の原料として用い、歯科用金合金を作製し、歯科修復物、補綴物又は装置などを作製する。

*【使用方法等】

[使用方法]

(1) 被鋳造体に合わせて適当量を採り、歯科用プラスメタル等を適当量加え、ガス・エアー混合炎等で溶解して下さい。
・歯科鋳造用金合金向けプラスメタル
（例　石福金属興業製の「フリーカラット」）

[使用方法に関連する使用上の注意]

① 本合金を再溶解する場合には、サンドブラスター等で埋没材、酸化膜を完全に取り除き、新しい合金を等量以上加えて溶解すること。
② 歯科用フラックスを使用する場合には、その取扱説明書等に表示してある使用上の注意事項を守ること。

*【使用上の注意】

(1)重要な基本的注意

① 本合金の使用により発疹，皮膚炎などの過敏症状が現れた患者には，使用を中止し医師の診断を受けさせること。
② 本合金の鋳造設備付近には、局所排気装置、換気扇などを設けて、密閉した部屋での作業を避け、鋳造により発生する粉塵及び蒸気を吸入しないこと。
③ 本合金の研磨作業などの際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
④ 溶解、鋳造作業時には金属の飛散などによる目の損傷や火傷を防ぐため、保護めがね及びその他の保護具を使用すること。
⑤ 他の合金と混溶しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

歯科医療従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：石福金属興業株式会社
住　　所：〒340－0002
埼玉県草加市青柳2丁目12番30号
電 話 番 号：048－931－4581

製品に関するお問合せ先
石福金属興業株式会社　歯科材営業部
電話番号　03－3252－8471